

| 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約をすることができる場合 | 今回の契約が左に該当すること等の説明 |
|---|---|
| <p>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> | <p>1 競争入札に付していたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>「県立高等学校インターネット接続回線敷設業務委託」について、令和8年4月15日に一般競争入札を執行した。入札参加者は株式会社インターネットイニシアティブ者のみであり、予定価格を上回り不落となった。</p> <p>学習者用タブレットにおけるインターネット通信量が増加し、授業運営に支障をきたしているため、早期にインターネット回線の敷設が必要である。回線敷設には校内ネットワークの把握及び通信事業者の事前手配等が必要であり、早期に状況を改善するためには、速やかに事業者を決定する必要がある。</p> <p>2 特定の者を選定した理由</p> <p>株式会社インターネットイニシアティブは「県立高等学校インターネット接続回線敷設業務委託」の唯一の応札者である。また、株式会社インターネットイニシアティブは入札参加資格を有しており、他の自治体と締結した契約は契約のとおり履行されているほか、経営状況の悪化その他契約の履行が危惧されるような特段の事情は認められない。</p> <p>以上のことから、本業務を受託できる者として株式会社インターネットイニシアティブを選定した。</p> |

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。